

インドネシア 貿易管理制度 「輸入関連法」詳細

1. 通関法	1
(1) 通関法の改正	
(2) 通関法の実施細則	
2. 輸入一般規定	1
3. 輸入業者登録.....	2
4. 特定品目の輸入にかかる業者登録・輸入承認.....	4
5. オンラインによる輸入許認可の供与.....	4
6. バタムのシングルドキュメント通関	5
7. 商業法.....	6
8. 国内流通規程	6
9. ポストボーダー検査	6
10. 倉庫の登録義務.....	7
11. 参考	7
12. 通関法の実施細則.....	7

1. 通関法

(1) 通関法の改正

インドネシア政府は、2006年11月15日付法律2006年第17号で1995年第10号通関法を改正した。関係省庁により国内での輸送が監視される特定品についての条項、通関申告のEDI化に関連する条項を追加。また、関税算出の基礎となる通関価額の決定についての条項、関税の減免措置が適用される輸入の種類、関税や罰金などの納付期限、保税地区の定義、異議申し立ての期間・プロセスなどが見直された。

(2) 通関法の実施細則

インドネシア財務省は、1995年第10号通関法を改正した2006年法律第17号の実施細則として、複数の財務大臣規程を発布している。各財務大臣規程は、12. を参照。

2. 輸入一般規定

インドネシア商業省は、2015年7月3日付商業大臣規定2015年第48号(No. 48/M-DAG/PER/7/2015)にて輸入の一般規定を見直した。

ポイントは以下のとおり：

- ・ 輸入を行えるのは原則、輸入業者認定番号（API）を有する輸入業者のみ。
なお、2019年1月19日より、一部産業を除き、APIは事業基本番号（NIB）の中に記載され、NIBがAPIとして有効とされる形式に移行している。
（インドネシア 貿易管理制度「輸入管理その他」詳細 1. 輸入業者を参照）
- ・ 輸入品は新品であることが原則。ただし、法令規定や大臣権限、他の政府機関からの提案や技術的見解に基づき、大臣が中古状態で輸入出来る品目を定めることがある。
- ・ 法令規定によって輸入が禁止されているものを除き、特定の品目の輸入については、別途輸入管理規定が定められることがある。輸入管理は以下の方法による：
 - 製造輸入業者としての認定（自己使用のために輸入する場合）
 - 登録輸入業者としての指定（他者への販売/譲渡のために輸入する場合）
 - 輸入承認
 - サーベイヤーレポート
 - 他の輸入許可メカニズム

輸入が規制される品の輸入業者は、通関前に必要な許認可を商業大臣その他から取得しておくことが義務付けられている。通関時に必要な許認可を有していない輸入業者には API の凍結などの罰則が科され、通関時に必要な許認可がそろっていない輸入品は再輸出される。このため輸入業者は輸入を行う前に、商業省における輸出・輸入の電子許認可サービスのシステム (<http://inatrade.kemendag.go.id>) で輸入分野の法令をよく確認することが重要である。

3. 輸入業者登録

輸入業者はまず輸入業者認定番号（API）の取得が必要である。2018年7月19日付商業大臣規定2018年第75号により、事業許認可を一元管理するオンラインシステム「オンライン・シングル・サブミッション（OSS）」を通じて発行された事業基本番号（NIB）が、APIとして有効とされた。

ただし、外貨紙幣の輸入業者や石油ガス・鉱物・天然資源分野の契約事業者ら一部は引き続きAPIの取得が必要とされており、投資調整庁（BKPM）のワンドア統合サービス（PTSP）を通じて取得する（「外国企業の会社設立手続き・必要書類」詳細を参照）。

また、輸入業者は財務省関税総局に登録して通関システムへのアクセス権を得ることも必要である。

(1) 輸入業者認定番号（API）

2018年7月19日付商業大臣規定2018年第75号にて、APIの規定が改定された。APIに

は、一般輸入業者（輸入販売業）のための認定番号である API-U と、生産工程で使用する資本財、原材料、補助材、材料を自社使用の為に輸入する製造業者のための認定番号 API-P の2種類があるが、API は1社につき1種類しか保有出来ない。いずれも輸入業者が事業を行う限り有効。

事業許認可を一元管理するオンラインシステムである「オンライン・シングル・サブミッション (OSS)」によって発行された事業基本番号 (NIB) は API として利用できる。但し、外貨紙幣の輸入業者や石油ガス・鉱物・天然資源分野の契約事業者ら一部のみ引き続き API を取得する。API、NIB で輸入する業者には、商業省の API 専用ポータルサイト「API Online」(<http://api.kemendag.go.id>) を通じた輸入報告が義務付けられている。（外国企業の会社設立手続き・必要書類－「外国企業の会社設立手続き・必要書類」参照）

API-P 保有企業は原則として、自社の生産工程で使用する物品しか輸入できないが、2015年12月23日付商業大臣規定第118号 (No. 118/M-DAG/PER/12/2015) にて、事業開発と投資の目的のため API-P 保有企業にその他の完成品輸入が認められている。同制度では生産過程に用いられなくとも、コンプリメンタリー（補完）、市場テスト、アフターセールスの目的に用いられる物品であれば、他社への譲渡・販売を可能としている。ただし、輸入品は新品でなければならず、輸入する API-P 企業がまだ生産できない、同 API-P 企業の事業許可に合っている、同 API-P 企業と特別関係にある海外の会社から輸入されるものでなければならない。この場合の特別関係とは、ディストリビューターやサプライヤー、ローンを含む経済的契約がある、出資されている、などと定義される。同制度を利用する輸入に際しては、輸入承認の取得が義務付けられている。申請には API-P や事業許可のほか、特別関係を証明する書類や管轄大臣からのリコメンデーションが必要。輸入承認の有効期間は、管轄大臣の決定に従う。特に市場テストに用いられる製品の輸入は、その数量も管轄大臣の決定に従い制限される。輸入承認を得た企業には、3か月ごとに輸入実績報告が義務づけられる。

なお、API 無しで輸入できるのは、一時輸入品、プロモーション品、学術研究用の物品、送付物（郵便やクーリエ）、災害支援品、政府調達の医療品、再輸入品、海外バイヤーからの返品、販売しないサンプル、引越し貨物などに限られる。

(2) 関税総局への登録

2016年11月24日付財務大臣規定2014年第179号 (No. 179/PMK. 04/2016) にて、輸入業者には関税総局へ登録し、通関システムへのアクセス承認を得ることが定められている。

通関システムへアクセスするためのIDは、各社の納税者番号(NPWP)とされている。12カ月間継続して通関を行わなかった場合等、通関システムへのアクセス権は凍結される。凍結の解除には、輸入実績の証明などが必要。

ただし、2018年7月12日付財務大臣規定2018年第71号(No. 71/PMK.04/2018)にて、オンライン・シングル・サブミッション(OSS)を通じて取得した事業基本番号(NIB)は通関登録をした事業者として扱われることになった。(外国企業の会社設立手続き・必要書類―「外国企業の会社設立手続き・必要書類」参照)

4. 特定品目の輸入にかかる業者登録・輸入承認

特定の品目の輸入については上記3.(1)(2)の登録に加えて以下も必要とされる。

- ・ 輸入業者としての認定(自己使用のために輸入活動を行う場合、製造輸入業者IP)
- ・ 輸入業者としての決定
(他者への販売/譲渡のために輸入活動を行う場合、登録輸入業者IT)
- ・ 輸入承認の取得(原則ITによる輸入は必須)
- ・ 船積み前検査(IP/IT輸入はほぼすべて対象)
(※該当品目は「輸入品目規制」の記載を参照のこと。)

5. オンラインによる輸入許認可の供与

特定の品目については、インドネシア商業省のポータルサイト「INATRADE」(<http://inatrade.kemendag.go.id>)を通じて輸入業者としての認定・指名・決定・承認・登録を行う(2009年6月30日付商業大臣規定2009年第28号(No. 28/M-DAG/PER/6/2009))。まずは「INATRADE」のアクセス権を申請する。

アクセス権の取得方法は以下の通り：

- ・ 所定フォームに記入し印刷したもの、会社登録証(TDP)と納税者番号(NPWP)の写しをINATRADE担当官に提出し、審査を受ける。必要に応じて現場検査が行われることもある。
- ・ 必要書類が不備なく提出されてから10稼動日以内にアクセス権承認書が発行される。
- ・ 輸入の許認可は、INATRADEポータルサイト内のアプリケーションの申請フォームを使用して申請。
- ・ 許認可の種類によっては、管轄当局からの推薦状や他の書類の添付が求められるものがあるが、管轄当局がINATRADEと統合された電子システムを既に使用している場合はあわ

せて対応が必要。

審査の後、許認可は電子媒体と紙媒体の両方の形で発行される。紙媒体は国際貿易サービス・ユニット（UPP）にて受理。電子媒体はINATRADE を通じて「インドネシア・ナショナル・シングル・ウインドウ・ポータルサイト（INSW：<http://www.insw.go.id>）」に送られる。

以下の場合にはアクセス権が終了する：

- ・アクセス権が6カ月間継続して使用されない
- ・アクセス権者がその終了を申請した
- ・アクセス権者がアクセス権承認書類の規定に違反した
- ・アクセス権の不正利用があったとINTRADE 管理者が判断した
- ・輸出入規定の違反により担当機関からアクセス権の終了要請があった
- ・INATRADE 管理者が何らかの事由によりアクセス権を終了させねばならない

ただし、2018年7月19日付商業大臣規定2018年第77号にて、輸入承認35件の取得、登録輸入業者（IT）10件、製造輸入業者（IP）4件の登録は、OSSを通じて発行されることになった。

他方、輸入にかかる通関手続きは、財務省のポータルサイトである「インドネシア・ナショナル・シングル・ウインドウ（INSW：<http://www.insw.go.id>）」を通じて実施される。

（2014年7月17日付財務大臣既定第76号にて、貨物の通関手続き、輸出入の実績、監査などINSWを用いて一元的に行うことを定めた。）

6. バタムのシングルドキュメント通関

インドネシア財務省は、2006年10月31日付財務大臣規定2006年第103号（No.103/PMK.04/2006）にて、自由貿易地域であるバタム・ビンタン・カリムン3島の輸出入活動にシングル・アドミニストレーション・ドキュメント通関申告書（PP-SAD）を利用することを決めた。

PP-SAD は、複数に分かれていた輸出入品の搬出入申告書を一本化したもので、輸出/輸入の欄を記入することで輸入申告書であるか輸出申告書であるかを区別するだけになった。

関税地域外からバタム・ビンタン・カリムンの関税地域および保税地域へ搬入、あるいはその逆の場合には、PP-SAD を税関へ提出すればよい。一方、一時保管所からバタム・ビンタン・カリムンの関税地域へ搬入、あるいはその逆の場合には、提出されたPP-SAD に基

づき税関が発行する物品搬出承認書（SPPB）が必要である。なお、PP-SAD の税関への提出は、原則EDI を通じて行う。

7. 商業法

インドネシア独立前に施行された 1934 年の商業法典や 1938 年第 86 号法律に代えて、商業法が 2014 年 3 月 11 日付 2014 年第 7 号法律で制定された。この中で国際貿易や国境貿易、標準化、電子取引、商業保護・保全、輸出振興、国際貿易協力、商業情報システム、国家商業委員会などについて定められている。全 XIX 章 122 条。

輸入面では、

- ・商品の輸入は原則、法令に基づき輸入業者として認知された者によって行われること
 - ・輸入業者は輸入品に責任をもつこと
 - ・輸入品は原則、新品でなければならないこと
 - ・特定の場合には商業大臣が中古品の輸入を認めることがあるが、この場合には輸入承認書を通関時に提出しなければならないこと
 - ・輸入活動に対して商業大臣が輸入業者に承認、登録、決定、認定といった形での許可の取得を義務付けることがあること
 - ・国内の特定産業の開発・発展加速・保護、貿易収支の保護といった目的から、政府が特定品の輸入を規制することがあること
- などを規定した。

8. 国内流通規程

物品の国内流通についての 2016 年 3 月 28 日付商業大臣規定 2016 年第 22 号
(No. 22/M-DAG/PER/3/2016)

輸入業者は小売業者への物品流通が禁止されており、ディストリビューターを要する。ディストリビューターには倉庫の占有義務などあり、注意が必要。ただし、事業許可にディストリビューター業が記載されており、ディストリビューターとして行動できる輸入業者は、小売業者に直接、物品を販売することができる。

9. ポストボーダー検査

2018 年 1 月 29 日付商業大臣規定 2018 年第 28 号（2018 年 7 月 5 日付商業大臣規定 2018 年第 74 号で変更）にて、輸入が規制される品目の輸入の条件が満たされているかどうか、通関時ではなく、税関地区を通過した後に行う、ポストボーダー検査を導入した。

輸入条件は物品が関税地域に搬入される前に輸入者によって順守されていなければならないことには変わりがなく、このため輸入業者は、輸入条件順守についての表明書 self declaration を、輸入申告書（PIB）の登録番号を有してから2×24時間以内に、インドネシア商業省のポータルサイト「INATRADE」 (<http://inatrade.kemendag.go.id>) を通じて提出しなければならない。

通関後、商業省消費者保護・流通管理総局が定期的および／あるいはランダムに、輸入条件と輸入に必要な書類に対する検査ならびに監督を行う。このため、PIBと輸入関連書類は最低5年間、保管することが義務付けられる。

検査の結果、法規違反が証明された場合、該当する輸入業者は消費者保護・流通管理総局の監督下に置かれたり、輸入承認の取り消しなどの罰則が科され、該当する輸入品の市場からの回収・廃棄処分が義務付けられる。輸入承認の取り消し措置が科された場合、以後2年間は輸入承認の再申請が認められないこともある。

10. 倉庫の登録義務

2019年5月6日付政令2019年第33号にて、倉庫を所有する者には、2019年11月6日より、当該地域の行政機関に倉庫を登録することが義務づけられた。輸出入の品目によっては輸入／輸出承認の取得や指定業者としての登録などに倉庫の占有証明が求められることがあり、この時の倉庫は法令に従って登録されていることが求められることが多い。倉庫を所有しておらず賃借しているような場合でも、借りた倉庫が登録されているものであるかどうか、確認する必要がある。（外国企業の会社設立手続き・必要書類「その他」詳細を参照）

11. 参考

商業省（<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）、工業省のホームページ（<http://jdih.kemenperin.go.id/>）に過去数年分の関連法、規定等がHTML形式とPDF形式で掲載されている。

12. 通関法の実施細則

インドネシア財務省は、1995年第10号通関法を改正した2006年法律第17号の実施細則として、以下の財務大臣規定を発布した。

① 2007年8月30日付財務大臣規定2007年第88号（No. 88/PMK. 04/2007）

輸入品の荷降ろしと保管について規定。海外等の関税地域外から到着した輸入品を下ろす作業は、輸入申告を行って登録番号/日付を得た後に税関地区内で行うことが義務

付けられているが、特定の輸入品については税関地区以外の場所でも、管轄の税関長から許可を得た上で行えることを明記した。特定の輸入品とは：

- ・ 特別な性質を有する輸入品である為、税関地区で荷降ろしができない品
- ・ 技術的な問題から税関地区での荷降ろしが不可能である品
- ・ 港湾事業者により文書で貨物滞留が示された場合

なお、荷降ろし後、輸送者は荷降ろしされた梱包の数量と種類および/あるいは液体品の総量についてのリストを、荷降ろし完了後24時間以内に税関に提出する義務がある。一方、通関前の輸入品の保管は一時保管所（TPS）の他、特定の輸入品についてはTPSと同等に扱える場所でも保管が可能。ただし、管轄の税関長からの許可が必要。輸入品の保管期間は、港エリア内にあるTPSにおいては保管開始から30日以内、港エリア外にあるTPSでは40日以内、TPSと同等の地においては60日以内とされている。

② 2007年8月30日付財務大臣規定2007年第90号（No. 90/PMK. 04/2007）

税関を経由して輸送される輸出入品の税関地区からの搬出は、アウトウォード・マニフェストを税関に登録して実施、また、ある税関地区から別の税関地区にある一時保管所への輸入品の輸送は出発地の税関地区にある一時保管所の業者によって出発地の税関に通関申告がなされて行われることと定めた。2007年9月30日に発効。

③ 2007年9月5日付財務大臣規定2007年第107号（No. 107/PMK. 04/2007）

通関申告前に、諜報分析結果に基づきその輸入が現行法規に反していることが疑われる輸入品、通関申告後に税関地区内に保管されたものの、一定期間に手続きされない輸入品、税関地区に保管され、通関申告もなされたが、一定の期間に手続きされない輸出品、に対し関税総局職員が職権により検査を実施すると定めた。2007年10月5日に発効。

④ 2015年12月16日付財務大臣規定第227号（No. 227/PMK. 04/2015）

輸入関税や輸入にかかるその他諸税は、財務大臣が定期的に決定する換算レートでルピアに換算して納付する。輸入申告書が税関に引き渡された時点の換算レートを使用するもので、複数の外貨を使用している場合は一つの外貨に転換した成果で計算する。

⑤ 2007年9月19日付財務大臣規定2007年第115号（No. 115/PMK. 04/2007）

輸入申告書のデータの誤りについて修正を希望する場合、修正の理由とその証拠等を付けて税関長宛て申請し、税関長の承認を受けるよう定めた。2007年10月19日より発効。ただし、次の場合は修正申請が拒否される：

- ・ 輸入品が既に税関地区あるいは税関地区と同等のその他の地より搬出された（使用

目的輸入、一時輸入の場合)

- ・ 当該の誤りが税関職員によって見つげられた
- ・ 輸入申告書について税関職員の決定、あるいはコンピュータシステムを使った決定が出た

⑥ 2016年11月24日付財務大臣規定2016年第179号 (No. 179/PMK. 04/2016)

通関義務の履行を促進する目的で、輸出入業者と通関サービス代行業者に対して関税総局に登録義務があるとしている。通関登録番号 (NIK = Nomor Identitas Kepabeanan) は各社の納税者番号 (NPWP) に替わった。(「輸入管理その他」の記載参照)。輸入業者は電子メディアを通じて関税総局へ申請し、審査を経て、通関システムへのアクセス承認を受ける。

ただし、2018年7月12日付財務大臣規定2018年第71号 (No. 71/PMK. 04/2018) にて、オンライン・シングル・サブミッション (OSS) を通じて取得した事業基本番号 (NIB) は通関登録をした事業者として扱われることになった。(外国企業の会社設立手続き・必要書類 - 「外国企業の会社設立手続き・必要書類」参照)

⑦ 2007年10月5日付財務大臣規定2007年第125号 (No. 125/PMK. 04/2007)

輸入業者、輸出業者、一時蔵置所業者、保税蔵置所業者、通関代行業者、運送業者の通関関連法の遵守度を調べる為、通関監査を行うことを決めた。2007年11月5日より発効。監査は、通関義務の履行について包括的に調べる一般監査、特定の通関義務について調べる特別監査、通関分野の犯罪容疑について調べる捜査監査の3種類から成り、監査チームへの任務書あるいは命令書の日付から3カ月以内に終了する。監査により一時判明事項リスト (DTS) がまとめられ、これに対して被監査者はリスト受領から7稼動日以内 (さらに最高7稼動日の延長可) に見解を提出することになっている。監査の最終結果は監査結果レポート (LHA) にまとめられ、これに基づき関税等の不足・罰金の徴収等が行われる。

⑧ 2007年11月12日付財務大臣規定2007年第138号 (No. 138/PMK. 4/2007)

輸入業者、輸出業者、一時蔵置所業者、保税蔵置所業者、通関代行サービス業者、運送業者に、通関に関わる帳簿の実施を義務付けた。2007年12月15日に発効。帳簿はアルファベット文字、アラビア数字、ルピア通貨、インドネシア語を使用すること。外貨・外国語の使用には財務大臣の許可が必要。また、財務報告、帳簿、記録、資料、および書類は、インドネシア国内の事業地で10年間は保管することが義務付けられている。電子データの形で保存する場合は、責任者による認証記録が必要である。

⑨ 2007年11月12日付財務大臣規定2007年第139号 (No. 139/PMK. 4/2007)

輸入品に対し、輸入業者が提出する輸入申告に基づき、またリスク・マネジメント分析に基づき検査が行われると定めた。2007年12月15日に発効。輸入通関検査には書類検査と実物検査があり、書類検査では通関申告が不備なく正しく作成されているかを、サービスコンピューターシステムおよび/あるいは書類検査官が調査。一方、実物検査では品目分類と通関価額の決定の為、輸入品の数量や種類について確認される。なお、通関価額審査を早めてカスタム・クリアランスのスピードアップを図るべく、輸入前の通関価額算定アドバイス (valuation advice) の制度もある (2018年9月21日付財務大臣規定2018年第134号 (No. 134/PMK. 04/2018))。

⑩ 2017年11月27日付財務大臣規定2017年第178号 (No. 178/PMK. 04/2017)

3年以内に再輸出される予定の輸入品 (一時輸入品) は原則、税関に申請して一時輸入許可を取得する。許可が3年未満の場合は計3年になるまでの期間の延長が可能。一時輸入品の条件は、以下のとおり。

- ・ 使用により消滅しない
- ・ 物品の内容が明瞭である
- ・ 一時輸入期間中に大きく変形しない
- ・ 当該品の使用目的が明瞭である
- ・ 再輸出を示す書類があること

展示会やセミナー、ショーなどに必要な物品、サンプル、外国人観光客が自分で使用する自動車、修理・再生等がなされる物品、国内運輸会社が輸入する商船や航空機、乗客の携帯品、海外支援の政府プロジェクトに必要な物品等の一時輸入品には関税免除措置が、生産あるいはインフラ・プロジェクトに必要な機械および備品などの一時輸入には関税軽減措置が供与される。

上記の一時輸入品の税関地区から国内への搬出に際しては、一時輸入許可の日付から3カ月以内に輸入申告書類を提出する。本来課税されるべき輸入関税やVAT、輸入前払い所得税 (PPh22) 相当の保証の引き渡しも義務付けられている。

一時輸入許可には、一時輸入品が使用される場所やその用途が定められており、同許可が有効な間は当局の許可なく一時輸入品の場所を移動したり、別の目的に使用したりすることはできない。

一時輸入許可の有効期間内に輸出申告書を提出し、一時輸入許可の終了から30日以内に再輸出しないとならない。遅れると本来課税されるべき関税額100%相当の罰金が科される。再輸出が実現すれば、本来課税されるべき輸入関連税相当の保証は返金される。

⑪ 2007年11月22日付財務大臣規定2007年第144号 (No. 144/PMK. 04/2007)

使用目的の輸入品の税関地区からの搬出は、輸入申告書(PIB)で行うことを義務付け、関税等の納付後に税関から搬出承認を得て搬出されることとした。搬出承認の供与にあたり、通関検査が行われることがある。

⑫ 2007年11月22日付財務大臣規定2007年第148号 (No. 148/PMK. 04/2007)

臓器や遺体/遺灰、放射線含有物など環境を破壊する可能性があるもの、生きた動植物、新聞・雑誌など早急な通関が必要な輸入品については、輸入申告書の提出前に税関地区から搬出できるとした。ただし、課税される関税、物品税、輸入に関わる諸税の金額に相当する保証を提出し、税関に申請して搬出許可を得る必要がある。また、搬出日から3カ月以内に輸入申告書を提出し、関税、物品税、輸入に関わる諸税を納付することが義務付けられている。

⑬ 2007年11月22日付財務大臣規定2007年第149号 (No. 149/PMK. 04/2007)

・発注通りではなかった、・誤送品だった、・壊れていた、・規定により輸入が禁止されている場合、当該品の再輸出は、輸入業者あるいは運送業者が再輸出の理由とそれを証明する書類を添えて税関長宛てに申請し、申請が認められれば輸出規定に従い再輸出できると定めた。

⑭ 2008年10月27日付財務大臣規定2008年第155号 (No. 155/PMK. 04/2008、2015年12月16日付財務大臣規定2015年第226号 (No. 226/PMK. 04/2015)、2017年11月10日付財務大臣規定2017年第159号 (No. 159/PMK. 04/2017)、2018年8月31日付財務大臣規定2018年第104号 (No. 104/PMK. 04/2018) で補足)

輸出入通関申告書についての改定。

通関申告書と作成者は以下のとおり。

- ・ 輸入品・輸出品の輸送、関税地域から関税地域外を通り、再び関税地域内（別の場所）に運ばれる品目の輸送にかかわる通関申告書：運送者が作成・提出
- ・ 物品の輸入の為の通関申告書：輸入者が作成・提出
- ・ 物品の輸出の為の通関申告書：輸出者が作成・提出

- ・ 関税地域内の場所から関税総局の監視下にある場所に物品を搬入する為の通関申告書：搬入者が作成・提出
- ・ 関税地域出自の特定品を関税地域内の別の場所へ運ぶ為の通関申告書：特定品の運送者が作成・提出

これらは税関から登録番号と登録日を付与されて効力を有する。通関申告書の作成はインドネシア語、ラテン文字、アラビア数字を使用しなければならないが、特定の場合には英語の使用も認められる。

なお、コメをはじめとした戦略的食品原料の輸入では、財務大臣規定第 226 号で定められた単位で輸入数量を申告することになり、さらに同第 159 号にて天然資源や燃料、繊維、オゾン層破壊原料の輸入に対しても数量の申告が義務付けられ、同第 104 号では外貨紙幣の持ち込みにその合計額の申告も義務付けた。

- ⑮ 2014年8月28日付財務大臣規定2014年第175号 (No. 175/PMK. 04/2014)
輸入業者から税関に提出される通関補完書類は、サービス利用者ポータルを通じて電子文書の形で提出することになった。
- ⑯ 2016年11月29日付財務大臣規定2016年第182号 (No. 182/PMK. 04/2016、2018年9月6日付財務大臣規定2018年第112号 (No. 112/PMK. 04/2018) で変更)
政府に指名された郵便事業者と宅配事業者による郵送品の輸入通関について規定。特に使用目的の輸入については、◆通関価額が1日累計FOBで75ドルまでは関税は免除され、通関検査後、搬出許可が出る◆これを超える場合は関税および租税が徴収されるもので、うち通関価額が1,500ドルまでは関税率は一律7.5%とされているため、通関検査の後に輸入関税・物品税・租税納付決定書 (SPPBMCP) が発行されて、これが搬出許可として機能、1,500ドル超の場合は品目ごとに関税率を決定するため、荷受人が法人ならば輸入申告書 (PIB)、非法人は特別輸入申告書 (PIBK) を提出、通関検査後に搬出許可が発行される、としている。通関検査には電子スキャナーを用い、検査結果が申告内容と異なりが疑われる場合は現物検査を行う、としている。
- ⑰ 2017年11月10日付財務大臣規定2017年第158号 (No. 158/PMK. 04/2017)
運送手段の到着計画、到着マニフェスト、出発マニフェストの申告手順について。
- ⑱ 2017年12月27日付財務大臣規定2017年第203号 (No. 203/PMK. 04/2017)

運送手段の乗客・乗員の国内からの持ち出し、国内への持ち込み品の通関について規定。出国する乗客・乗員は、金や真珠の装飾品とその他高価な装飾品、再び国内に持ち帰るもの、1億ルピア以上の現金その他、輸出関税のかかる輸出品の持ち出しについて申告が必要。一方、入国した乗客・乗員は、パーソナルユーズ／ノンパーソナルユーズのものについてカスタムデklarationが義務。うち、乗客が海外で取得したものは、その価額が1人につき500ドルまでは輸入関税が免除されるが、500ドルを超えた分については輸入関税が徴収される。また、入国した乗客は、成人1人につきシガレット200本、葉巻25本、タバコの葉など100グラム、アルコール飲料1リットルまでは物品税が免除されるが、これらを超える分は廃棄処分される。

- ⑱ 2019年7月9日付財務大臣規定2019年第99号（No. 99/PMK. 04/2019）
関税分野の行政罰金の計算方法について。

以 上